

調達要求番号：G26-S26-2000369330-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	EKIMU	仕様書番号	SKS-9-00031
名 称	換装（換気扇）／ 沖縄海洋観測所	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和8年7月3日
		改正年月日	—
		海上自衛隊沖縄海洋観測所	

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、海上自衛隊における換装（換気扇）／沖縄海洋観測所について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書**1) 規格**

JIS 日本産業規格

2) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年法律第58号）

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8. 3. 27）別紙及び別冊

b) 関連文書**1) 法令等**

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2) 技術図書

当該機器取扱説明書

2 役務に関する要求**2.1 対象品目及び数量等**

対象品目及び数量等は、調達要領指定書により指定する。

2.2 対象期間及び時間等

対象期間及び時間等は、調達要領指定書により指定する。

2.3 履行場所

履行場所は、調達要領指定書により指定する。

2.4 役務の内容

役務の内容は、調達要領指定書により指定する。

2.5 部品、材料及び機材等

役務に必要な部品、材料及び機材等は、契約の相手方が準備する。

2.6 発生材の処理

役務に伴い発生した売り払い不能の廃材については、契約の相手側が適切に処分する。ただし、監督官が有価物と判断し返納を指示した場合は、撤去品（発生材）調書を作成し、現品と共に官側に返納する。

2.7 清掃・後片付け

作業終了後、当該作業に関連する部分の清掃及び後片付けを十分に行う。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、仕様書に基づく要求事項に適合しているかを、立会い又は書類審査により確認する。

3.2 検査

検査官は、海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、現場確認及び書類審査を行う。

4 下請負

4.1 下請負承認申請書

この作業の一部を下請業者に委託する場合は、下請負承認申請書を作成し、監督官の承認を得た後、契約担当官等の承認を得る。

4.2 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図る。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	工程表	1	工程調整後速やかに	監督官	様式適宜
2	下請負承認申請書	2	必要の都度速やかに		別紙様式第24 ^{a)}
3	撤去品（発生材）調書	3	発生後速やかに		別紙様式第32 ^{a)}
4	取扱説明書	1	役務終了後速やかに		様式適宜
5	作業写真		役務終了後速やかに		様式適宜 （換装箇所の施工前・中・後の写真を各2枚）
6	終了届	3	役務終了後速やかに	検査官	別紙様式第29 ^{a)}

注^{a)} 海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8. 3. 27）別紙及び別冊

5.2 安全等

- 作業中は、常に安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努める。また、契約の相手方の故意又は過失により事故等が発生した場合は、契約の相手方の責任とする。
- 火気の使用や溶接作業等を行う場合には、当該部隊の責任者の許可を得るとともに、火気の取扱に十分注意し、適切な消火設備等を設けるなど火災防止処置を講じること。
- 喫煙は指定された場所で行い、毎日の作業終了後、消火及び整頓状況を確認する。
- 契約の相手方は、作業実施中、他の施設に損害等を与えないよう留意し、契約の相手方の故意又は過失により、設備、展示物及びその他、官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合、契約の相手方の負担において元の状態に復旧しなければならない。
- 請負者は、各作業員が社会保険に加入していることがわかる書類を官側に提示する。適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、特段の理由がない限り現場入場を認めない。

5.3 保全等

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。
- b) 立入申請については、契約後速やかに官側監督官に申請を行い許可を得ること。

5.4 疑義事項

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議する。

調達要領指定	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	G 2 6 - S 2 6 - 2 0 0 0 3 6 9 3 3 0 - 0 0
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 3 日
	作 成 部 課	海上自衛隊沖縄海洋観測所
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 3 日
品 名	換装（換気扇）／沖縄海洋観測所	
仕様書番号	SKS-9-00031	

指定事項：本調達は、次による。

2 役務に関する要求

2.1 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、表 2 による。

表 2－対象品目及び数量等

機器名	規 格	単位	数量	作業場所
換気扇	MITSUBISHI ストレートシロッコファン BFS-50SG2 又は同等品以上（他社の製品を含む。）	台	1	庁舎 1 階 便所
	MITSUBISHI 天井埋込式ダクトファン VD-18ZV5 又は同等品以上（他社の製品を含む。）	台	1	第 1 隊舎 洗面所
	パナソニック ブーツ型レンジフード FY-60HJR3H-K 又は同等品以上（他社の製品を含む。）	台	2	第 2 隊舎 娯楽室 2 階・3 階
	パナソニック プロペラファン FY-30AF6 又は同等品以上（他社の製品を含む。）	台	1	幹部隊舎 乾燥室

2.2 対象期間及び時間等

契約締結日～令和 8 年 1 2 月 1 8 日（金）の間の官側の定める期間とし、時間は 0 8 0 0～1 1 4 5・1 3 0 0～1 6 4 5 及び官側の定める時間とする。

2.3 履行場所

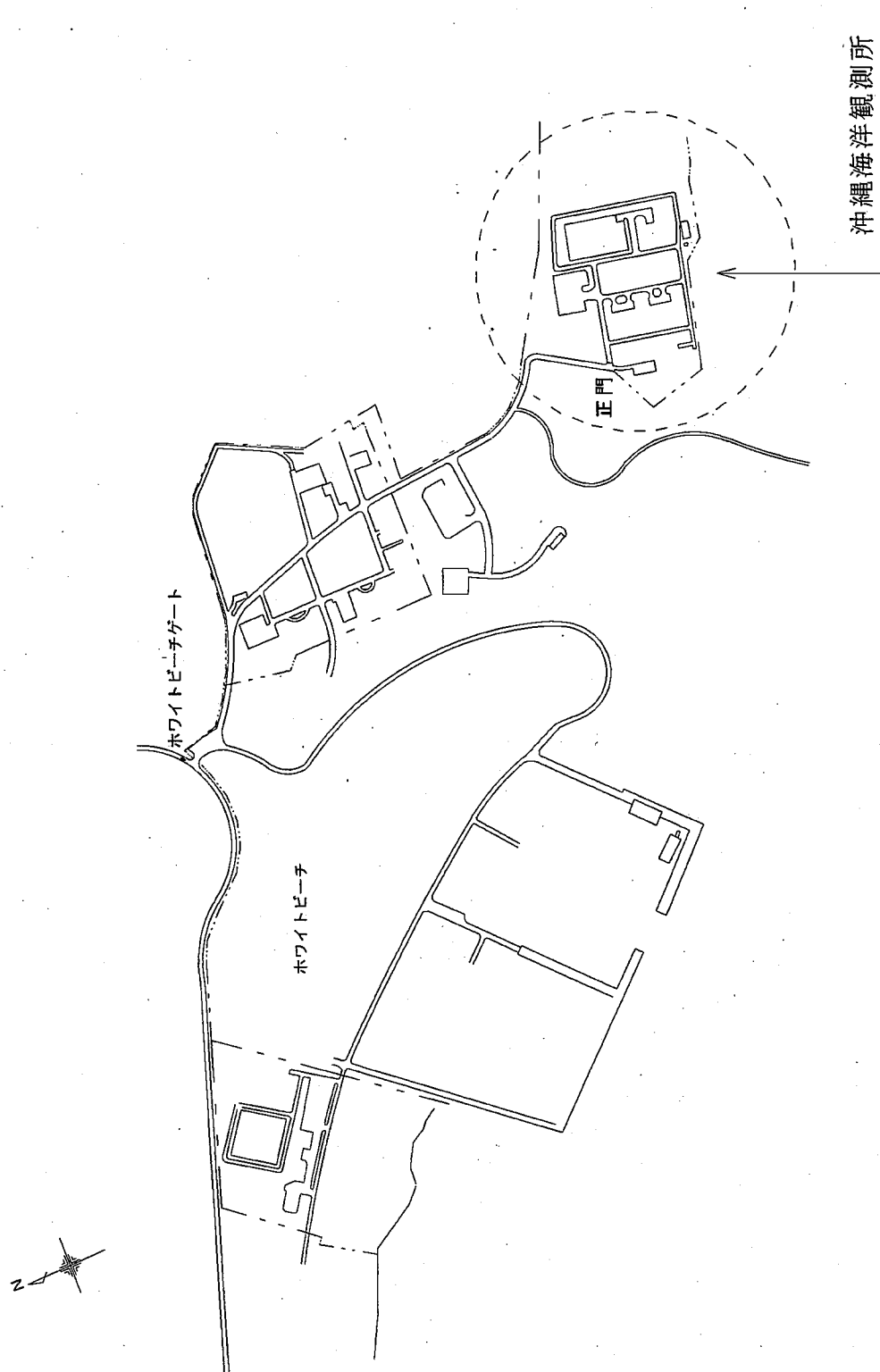
沖縄海洋観測所（付図 1，付図 2）とする。

2.4 役務の内容

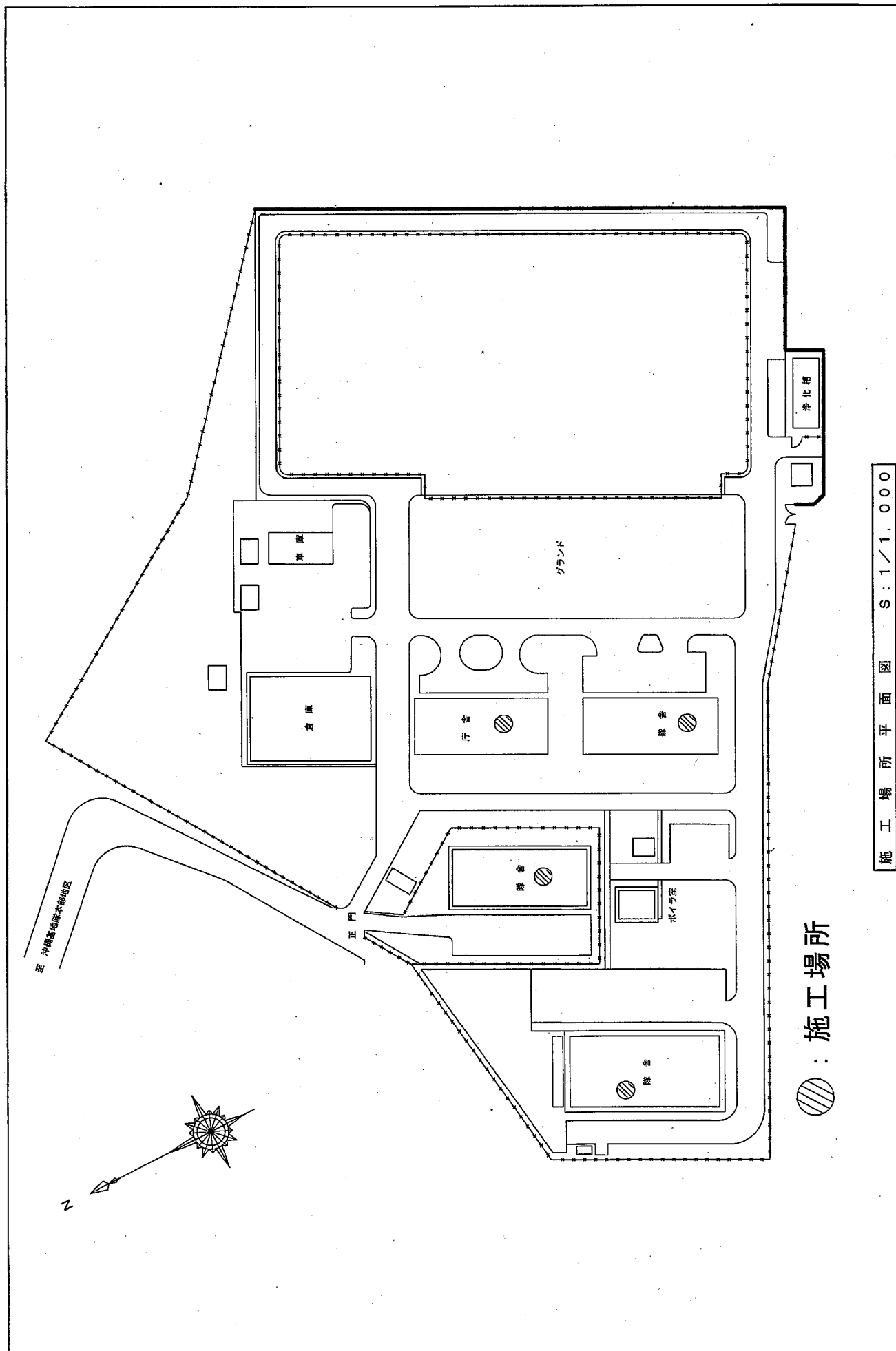
役務の内容は、次による。

- 表 2 に示した機器を当該機器取扱説明書に基づき換装を行う。
- 作業終了時は、各機器の作動確認を行うと共に、異音・振動等の確認を行う。

「工事関係者以外不許複製」



付図 1—履行場所（外観図）



付図2—履行場所（施工場所）